

高知県教育委員会 会議録

平成30年11月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成30年11月27日(火) 13:30

閉会 平成30年11月27日(火) 14:30

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	八田 章光
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	木村 祐二
	教育委員	永野 隆史

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	岡村 昭一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	坂田 省吾
〃	学校安全対策課長	中平 文男
〃	幼保支援課長	山岡 幸善
〃	小中学校課長	黒瀬 渡
〃	高等学校課長	竹崎 実
〃	高等学校課企画監	中村 祐介
〃	特別支援教育課長	橋本 典子
〃	生涯学習課長	三觜 美香
〃	新図書館整備課長補佐	宮本 伸二
〃	文化財課課長	中平 貢正
〃	保健体育課長	山本 儀浩
〃	人権教育課長	西内 清
〃	教育センター所長	北村 公良
〃	心の教育センター所長	植村 昌史
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子 (会議録作成)
〃	教育政策課指導主事	小島 丈晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 教育長 1 1 月定例委員会を開催する。
- 教育次長（総括） （提案説明）
- 教育長 付議第 1 号から付議第 3 号は、高知県議会 12 月定例会に提出予定の報道解禁前の議案のため、付議第 4 号は個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 教育長 それでは、付議第 1 号から第 4 号を非公開の取扱いとする。

【付議第 1 号 平成30年度高知県一般会計補正予算にかかる意見聴取に関する議案

（教育政策課）】

○教育政策課長 説明

○質疑

【非公開】

平田委員	市町村立学校空調設備設置の支援は 34 市町村全てが該当するのか。もう一点は、冷房と書いてあるが、中山間の寒い地域もあるが、冷暖房の設置にはならないのか。
事務局	国は冷房設備としているが、実際取り付けるのは冷暖房となる。
教育長	冷房だけはないのではないか。
事務局	冷房だけというものは出回っていないので両方の機能のものとなる。
教育長	市町村は全部対象となるが既に終わっているところはないのか。
事務局	設置状況は 9 月 1 日時点の文科省の調査で、34 市町村 1 学校組合のうち 11 町村は 100%が設置となっている。残りの市町村で普通教室の未設置の数は 1,800 ぐらいであるので、今回はそこに対応していく。国の特例交付金が 1 次補正で 800 億円ぐらい予算がついており、それに、県の単独の補助金を継ぎ足す形で市町村を支援していく。 国の補正予算を、1 回繰をして平成 31 年度末を狙って工事が進んでいく。平成 31 年度末には、ほとんどの県内の市町村で 100%に近い設置率になる。2、3 年のうちに統廃合が予定されている学校や校舎を改築する予定の所は一部残るが、それ以外の所は市町村が手を挙げているので、対応ができると思う。
木村委員	ランニングコストについては市町村負担となるのか。

事務局	運営費については市町村単独経費となる。
八田委員	電気代はかかるが、何年かで更新の必要がある。その費用は、学校のための予算として市町村で対応するのか。
事務局	ランニングコストについては市町村対応となるので県の支援は考えていない。国の補助対象は新規となっており、更新については現時点では単独で対応となっている。 付け加えると、学校施設は通常の国の補助金制度があり、その中では更新も対象となっている。今回の特例交付金については新設が対象となる。
八田委員	今年一斉に付けると、更新時期が一斉に来るため、そのときに市町村が対応できるのかという不安がある。
事務局	10年から15年は使えると思うが、短期間に集中することは考えられる。
八田委員	南中学校でお弁当を提供するという話がある。 南中高は、高校は食堂があって、中学生はこの食堂を使うことができないということか。
事務局	使えないということではないが、中学校では栄養面を考えたときに、育成給食をやっているということがある。
八田委員	食堂で一定のメニューを毎日出すということはできないのか。
事務局	食堂業者でお弁当を手配していただいて、それを国際中や高知市内の学校と同額で購入できるように対応していく。
八田委員	食堂で作ることはできないのか。
事務局	食堂で作ると経費が高くかかってしまう。食堂で作って中学生向けに売り出す物に対して補助ができるかということもあるので、給食に代替する形でお弁当制度を導入したい。
八田委員	高校生が食べている食堂の費用は高いのか。
事務局	原価自体は中学生に販売するものは、390円ぐらいである。それを高知市内の生徒に販売している280円と同額とするため、110円分は県から補助をする形となる。

教育長	<p>中学生に必要とされるカロリーや栄養素を弁当で担保できるか確認したときに、カルシウムが不足する結果となったため、その分を牛乳で補うため、全食に牛乳をつける契約となった。高知市の給食センターからの配送が時間的に衛生上の問題でできないこととなったため、統合するまでの間緊急的に対応できる方法がないかと考える中で、食堂を使ってお弁当を作り、その負担は高知市の給食と同程度とすることで組み立てている。保護者の中には、義務にせずにお弁当を持って行くことも認めてほしいという声もあり、保護者会と話をし、認めるという形になっている。</p> <p>一番下にあるように経済的に困窮する家庭については、280 円分の負担軽減ができるように対応する。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第 2 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

八田委員	<p>宿日直手当の理由の執務時間が通常の執務時の 1 / 2 の時間であるという点が、昔の土曜日のイメージがあるが今もこのような執務があるのか。</p>
事務局	<p>基本的にはない。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第 3 号 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

【非公開】

平田委員	<p>来年から校名が変わることに異議はないが、現在在籍している生徒が卒業する場合は、入学した学校名で卒業することになるのか、それとも変わった校名の卒業証書を与えることになるのか。</p>
事務局	<p>卒業時と入学時で校名が変わることになる。</p>
平田委員	<p>それは問題ないのか。</p>

事務局	その点についてはご意見がないところである。
平田委員	入学許可は山田養護学校、卒業は特別支援学校となる。入学生から校名が変わるのであれば問題ないが、在校生の部分については調べてほしい。
事務局	条例では、附則で経過措置を設けている。校名変更のみであるため、実態としては一緒であるが、委員が懸念されていることがあるため、経過措置を設けることで、従前の養護学校のものそのまま特別支援学校として扱える。養護学校として入学していても、法的には特別支援学校と同一の学校に入学して卒業したということを担保している。
平田委員	その点がしっかりしていれば、問題ない。 今年は従前通りで、31年度の卒業生から特別支援学校の卒業生となるということか。
事務局	はい。
八田委員	江の口養護学校は移転しても名前は江の口養護学校そのままということで決着しているのか。
事務局	はい。
教育長	決着しているか、していないかという決着していないのではないか。
事務局	学校からは移転してもそのままの意向と聞いている。
教育長	意向はあっても正式に決定するという行為はしていない。
事務局	この場で条例の改正とともに変えたいと考えている。
教育長	今回は、江の口も特別支援学校に変えるが、移転後に学校をどうするかはまだ正式には議論をしていない。
永野委員	議論はしていたのではなかったか。
事務局	学校の意向は移転しても高知江の口養護学校でいきたいという意向になっている。
永野委員	それが正式かどうかはいえないが、そのような意見が大半であった。

事務局	正式かどうかと言われると困ってしまうが、意向としてはそのような形で進めている。今のところ再度論議をするといった状況にはなっていない。
木村委員	校名をそのままにする意向は、母校名がなくなるのがかわいそうだという意味合いではないか。
事務局	母校名がなくなるという意見もあったが、病弱の特別支援学校として高知江の口養護学校という名前が定着しているということもあるので、引き続きその名称を使いたい。ただ、養護学校という部分を変えたいという意向が強かったため、それを尊重する形で進めてきた。
教育長	移ったあとでどうするかはどこかで決めないといけないのではないか。 関係者の中では今のままでいきたいという意見が多いのであろうが、移ったときに「校名変更しないのか」という話が出たときに、どこかで正式に意思表示をしないといけない。
事務局	その意思表示をするのは教育委員会の場合となるのか。
教育長	学校がどうこうではないのでこの場となる。
木村委員	高知江の口特別支援学校と変更になったことで決定ではいけないのか。
教育長	場所も変わるので、それに併せて、江の口でないのだから江の口ではない名前にしてはどうかという意見が出てくる可能性はある。そのときに先ほど課長が言われたようにOBである現役生の思いから、場所が変わっても校名はこのままでいきたいという意見が強いので、教育委員会としてそれをどうするか、それをもって「名前は変えない」といった意思決定をしなければならない。
事務局	今ではなく、移転した時にそのような意思決定をした方がよいということか。
八田委員	江の口という学校が場所を移転したということであれば議論は必要がないのではないか。
永野委員	教育長が言われることは県民から見て最も正論である。それを委員会がきちっと承認したということがないといけない。
教育長	移転の時に、場所は変わるが名称は江の口のままでいく、といったこと

	を教育委員会で話があったうえで、議会の総務委員会に報告する、知事の提案説明で出てくるといった、公の場で説明し、それで意見がなければ承認される。
事務局	今ではなく、先といった話か。
教育長	学校が変わるときに出てくることである。
事務局	移転は 33 年 4 月である。
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第 4 号 高知県いじめ問題調査委員会委員の解嘱及び委嘱議案 (人権教育課)】

○人権教育課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第 1 号から第 4 号 原案どおり議決

※付議第 1 号から付議第 3 号議案については、非公開議案であったが、平成 30 年 11 月高知県議会定例会が開会され、議案が公開されたことから、当該議案の会議録は公表するものとする。